

生活困窮者自立支援制度に係るアンケート
調査等業務報告書
一大牟田市内における生活困窮者の実態
及び必要とされる資源一

平成 26 年 12 月

社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会

目次

はじめに

□調査プロセス

I 民生委員・児童委員および主任児童委員への調査

- | | |
|---|---|
| (1) 民生委員・児童委員へのプレインタビュー | 3 |
| (2) 民生委員・児童委員および主任児童委員へのアンケート調査概要 | 4 |
| (3) 民生委員・児童委員および主任児童委員アンケート調査結果 | 5 |

II 支援者への調査

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 支援者へのインタビュー調査概要 | 21 |
| (2) 支援者へのインタビュー調査結果 | 21 |

III 必要とされる社会資源及び支援方法

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 総合考察 | 30 |
| (2) アプローチ方法の検討 | 31 |
| (3) 社会資源の提案 | 33 |

IV 資料編

- | | |
|---------------------|----|
| (1) アンケート調査票 | 35 |
| (2) インタビューガイド | 38 |

はじめに

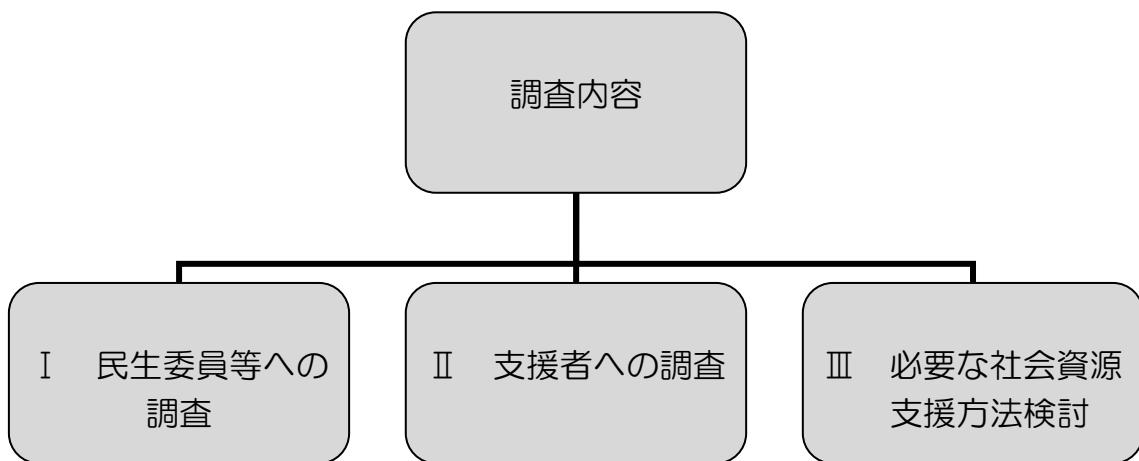
大牟田市では平成9年の三池炭鉱の閉山とともに雇用人口が減少、低所得者が増加しています。平成25年度の保護世帯数は3,284世帯（保護人員は4,509人）、保護率は37.3%です。その保護率は全国、福岡県内と比して高く、また年々増加傾向にあります。

そのような中、平成27年4月には「生活困窮者自立支援制度」が施行されます。この制度は「生活保護に至る前の段階の支援策の強化を図る」ことを目的としています。

その実現のため、自立相談支援事業、住居確保給付金事業を必須事業とし、さらに任意事業として就労準備支援、一時生活支援、家計相談支援、学習支援などが提示されています。これらの事業の活用により生活困窮者の抱える課題にアプローチし、課題解決に導いていくことが求められています。

本調査では生活困窮者の実態と支援に必要とされる社会資源の把握を目的とし、結論では必要とされる社会資源の提示を行うものです。

□調査概要



調査では、実際に生活困窮者に支援をしたことのある民生委員・児童委員へのプレインタビュー調査を実施した上でアンケート調査票を作成。そのアンケート調査票を民生委員・児童委員および主任児童委員へ配布し、回収・分析を行った。

また関連調査として失業者、高齢者、障がい者、児童に支援をしているハローワーク、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、保育所へのインタビュー調査を実施した。

調査対象の選定としては、当事者へのインタビューやアンケートを実施することが生活困窮者の実態を把握するために有効であると考えるが、調査対象の抽出が困難であり、また対象者の個人が特定される恐れもあるため、民生委員・児童委員、主任児童委員およびその他支援者への調査とした。

I 民生委員・児童委員および主任児童委員への調査

(1) 民生委員・児童委員へのプレインタビュー

アンケート設計の前に低所得者が多いと推察される地域を担当している民生委員・児童委員へプレインタビューを実施した。

その結果、以下のような内容が得られた。

質問	回答
相談を受けた場合の支援内容	<ul style="list-style-type: none">保護課へ一緒に行ったり、保護課と同行して訪問したりしている。「お金を貸して欲しい」と言われたが、「お金は貸せない」と話し、食べ物を持っていき対応した。
生活困窮者世帯の実態	<ul style="list-style-type: none">単身の男性（高齢以外）でアルコールを飲んでいる男性がいる。失業し、そのまま働いていない人がいる。病気になって⇒失業⇒生活保護⇒アルコール依存となった人がいる。浪費もアルコールが原因であるとも考える。相談するところがなくて困っている人もいる。
生活困窮者と民生委員との関わり	<ul style="list-style-type: none">生活保護を受ける前から相談を受けていて、一緒に申請に行き、決まつたら保護課から民生委員にも結果が通知される。申請後は定期的に訪問している。
必要な社会資源	<ul style="list-style-type: none">まずは相談が大切。貸付はありがたいが返済が負担になる。食材の提供は助かると思う。
その他	<ul style="list-style-type: none">一人暮らしで介護状態の人がいる。体調が悪いと連絡があり、お金がなくて訪問介護を利用できないため、民生委員として食材や飲み物を持っていき、熱を測ったりしている。家が崩れかかっているところがある。いつも不在でどこに行っているのか分からない家もある。高齢女性の髪が伸びていて、身なりも汚い状況にある。娘といっしょに暮らしているが、娘との関係が悪い様子。一人暮らしの高齢女性が年金と貯蓄を切り崩しながら暮らしてきたが、貯蓄が底をつき、保護申請。娘も病気を持っているため、引き取って、二人での申請となった。

このプレインタビューの結果を参考に調査票の項目を再検討した。

(2)民生委員・児童委員および主任児童委員へのアンケート調査概要

①調査目的

大牟田市内における生活困窮者の実態と支援に必要と考えられる社会資源について明らかにする。

②調査方法

自記式無記名調査用紙を各校区の民生委員・児童委員の定例会にて配布し、回答者が封印をした回答記入済み用紙入り封筒を、各校区会長を通して回収した。

質問紙調査の項目としては、1.民生委員・児童委員等の属性、2.生活困窮者の相談の有無やそのつなぎ、3.生活困窮となる要因、4.必要とされる社会資源等の柱で構成した。また調査項目や内容については大牟田市民生委員・児童委員協議会の役員会において助言を得た上で作成している。

③調査対象

大牟田市内の民生委員・児童委員、主任児童委員の全数。

④調査時期

平成 26 年 9 月～10 月

⑤倫理的配慮

倫理的配慮として回答者の年齢や性別など個人が特定されるような項目は避けた。また回答は無記名で行い、対象者には調査目的や個人情報が特定できないことを文書で示し、調査票の回収をもって調査への同意を得たものとみなした。

⑥分析方法

平成 26 年 10 月に回収した調査票は、大牟田市の民生委員および主任児童委員の定数 297 名のうち 7 名が欠員であるため 290 票を配布したもの。回収した 254 票すべてを有効とみなした。また統計解析には IBM SPSS statistics を用い、その上で単純集計およびクロス集計を行った。

(3) 民生委員・児童委員および主任児童委員アンケート調査結果

① 調査結果

配布数	290
回収数	254
回収率	87.6%

委員種別

	数	率
民生委員・児童委員	209	83.9%
主任児童委員	40	16.1%
合計	249	100.0%

経験年数

	数	率
6か月未満	7	2.9
6か月以上～1年末満	63	25.7
1年以上～1年6か月未満	2	0.8
1年6か月以上～2年末満	3	1.2
2年以上2年6か月未満	4	1.6
2年6か月以上3年末満	1	0.4
3年以上3年6か月未満	4	1.6
3年6か月以上4年末満	39	15.9
4年以上4年6か月未満	3	1.2
4年6か月以上5年末満	7	2.9
5年以上5年6か月未満	1	0.4
5年6か月以上6年末満	3	1.2
6年以上	108	44.1
合計	245	100

担当地区世帯数

	数	率
~49	5	2.7
50～99	13	7.1
100～149	34	18.5
150～199	59	32.1
200～249	34	18.5
250～299	19	10.3
300～349	12	6.5
350～399	1	0.5
400以上	7	3.8
合計	184	100

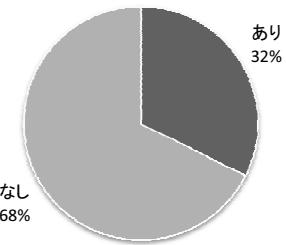
担当校区

	数	率
みなと	19	7.7
天領	12	4.8
馳馬南	7	2.8
馳馬北	15	6
天の原	13	5.2
玉川	7	2.8
上官	6	2.4
大牟田	14	5.6
大正	14	5.6
中友	12	4.8
明治	15	6.0
白川	13	5.2
平原	14	5.6
高取	8	3.2
三池	14	5.6
羽山台	12	4.8
銀水	12	4.8
上内	8	3.2
吉野	7	2.8
倉永	11	4.4
手籠	15	6.0
合計	248	

1) 相談を受けた経験

	数	率
あり	77	32.4
なし	161	67.6
合計	238	100.0

相談を受けた経験



1) 相談を受けた件数(平成25年度)

合計	149
最大値	15
最小値	0
平均値	2

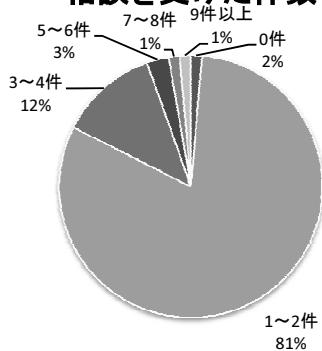
(平成25年5月以降就任の方は就任から平成26年8月末まで)

※合計および平均には主任児童委員が回答した2件(1件×2人)が含まれています。

※合計および平均には1年未満の方が回答した20件が含まれています。

件数	数	率
0件	1	1.4
1~2件	60	81.1
3~4件	9	12.2
5~6件	2	2.7
7~8件	1	1.4
9件以上	1	1.4
	74	

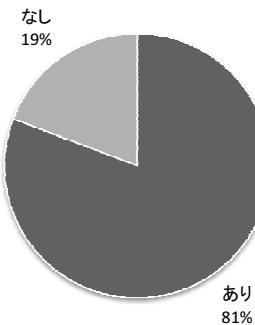
相談を受けた件数



2) 支援機関への相談有無

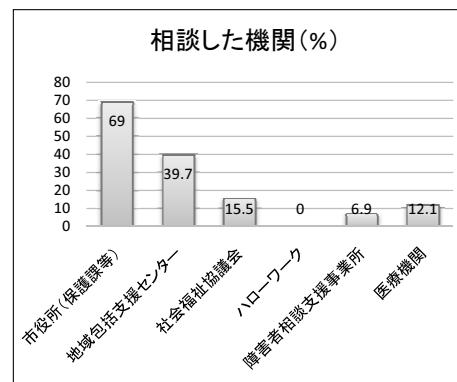
	数	率
あり	59	80.8
なし	14	19.2
合計	73	100

支援機関への相談有無



2)相談した機関(複数回答)

n=58	数	率
市役所(保護課等)	40	69
地域包括支援センター	23	39.7
社会福祉協議会	9	15.5
ハローワーク	0	0
障害者相談支援事業所	4	6.9
医療機関	7	12.1
その他	4	6.9

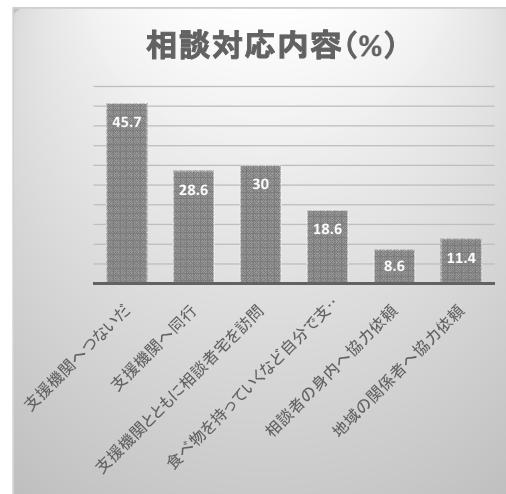


その他の回答:

保護課より連絡があった。
先輩の民生委員さんに相談。
保護課より生活保護申請者の調査依頼を受けた。
ほとんどの人が医療のことです。
社協・医療機関の証明をした。
児童家庭課。

3)相談対応内容(複数回答)

n=70	数	率
支援機関へつないだ	32	45.7
支援機関へ同行	20	28.6
支援機関とともに相談者宅を訪問	21	30
食べ物を持っていくなど自分で支援をした	13	18.6
相談者の身内へ協力依頼	6	8.6
地域の関係者へ協力依頼	8	11.4
その他	21	30



その他の回答:

本人当事者が保護申請されていた。

現在、仕事中で3月上旬退職のため、2~3月頃に相談に行くことを約束しています。

金を貸した。

医院に相談していた。

概略的な相談なので、その後の様子を見る。

地域包括支援センターの方にお話を聞いて資料を頂いたので、それを本人に渡したけど、自分で支援機関の方へ行くと言われた。

電話で相談した(同行はしていません)。

親子。 母親高齢者で金はある。子ども男性60歳、年金なし母親からお金をもらえない。

年金で生活が苦しい。

相談に来た方は、保護申請の必要が回避出来たようなので現在、相談は保留しています。

遠方にいる娘さんと連絡をとった。

他地区の人でしたから、該当地区担当の民生委員へ相談するように教えました。

本人に会って意見書を出している。保護の担当が家に訪問される。

生活保護の要件を調べに行つた。

今までの経過、原因等を聴取した。

医療機関、生活保護を紹介した。

入院中に同行してもらえないで一人で相談に行きました。

年金が8万円位 家賃も払えない。

仕事が1年ごとの契約とのことで不安を訴えられる。その時は支援機関に一緒に行って相談される事を伝える。

市役所の方との情報交換で受給できることになりました。

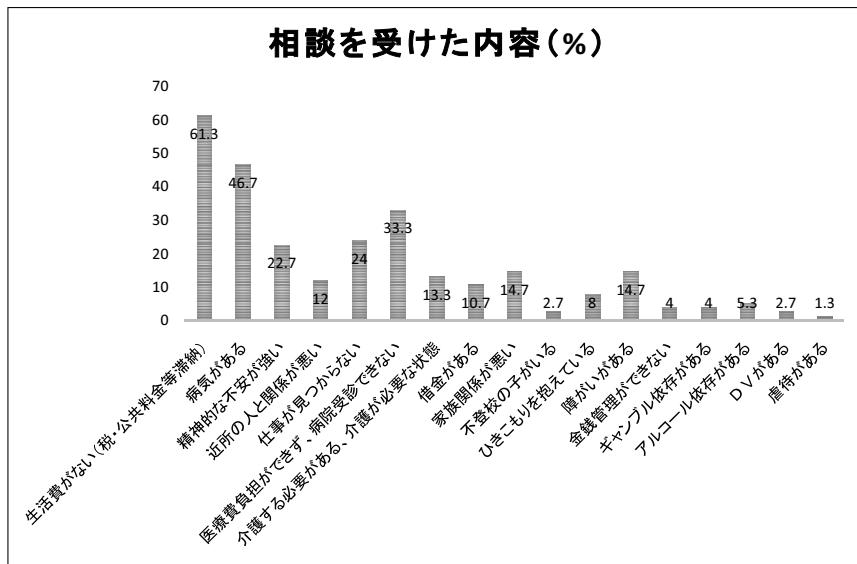
直接、本人からではなく、先に市役所に相談されていました。

市役所の保護課に行って相談を指示。

親(困窮者)と子が親の生活についての相談が少ないし、親も子に期待していないことから相談にのりにくい。

4)相談内容(複数回答)

n=75	数	率
生活費がない(税・公共料金等滞納)	46	61.3
病気がある	35	46.7
精神的な不安が強い	17	22.7
近所の人と関係が悪い	9	12
仕事が見つからない	18	24
医療費負担ができず、病院受診できない	25	33.3
介護する必要がある、介護が必要な状態	10	13.3
借金がある	8	10.7
家族関係が悪い	11	14.7
不登校の子がいる	2	2.7
ひきこもりを抱えている	6	8
障がいがある	11	14.7
金銭管理ができない	3	4
ギャンブル依存がある	3	4
アルコール依存がある	4	5.3
DVがある	2	2.7
虐待がある	1	1.3
その他	11	14.7



その他の回答:

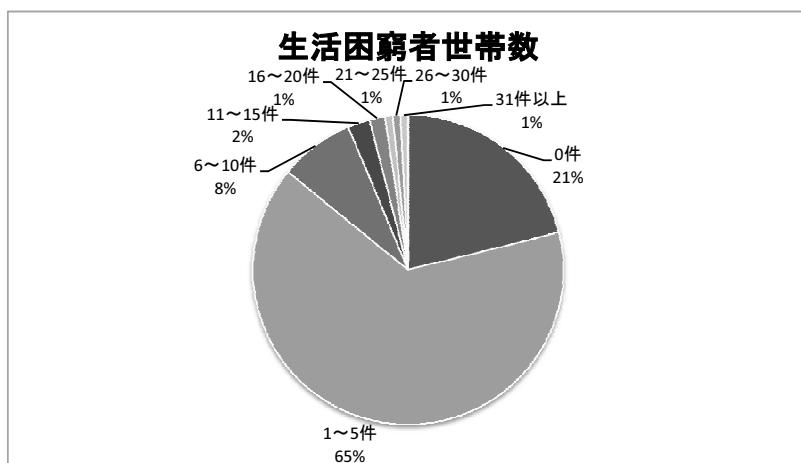
母親と同一世帯、母高齢者で、面倒を見なければいけない。
 会社の倒産。
 収入が少ない。せめて医療保護が出来ないか。(収入、持ち家、となりに息子がいる)要件に満たなかつた。
 急な入院で費用が払えない。
 夫が死亡にて夫の兄弟よりお寺を出される。
 家族の介護が大変。家族に障害がある。
 乳児を抱えている。
 年金だけでは医療費負担が生活にひびく。
 不況で家業の仕事をやめた。
 先行不安。

5) 担当地区内における生活困窮者世帯(生活保護受給中除く)

合計	453
最大値	50
最小値	0
平均値	3.4

※合計及び平均には主任児童委員が回答した42件(30件×1人、10件×1人、1件×2人)が含まれています。

	数	率
0件	27	21.1
1~5件	83	64.8
6~10件	10	7.8
11~15件	3	2.3
16~20件	2	1.6
21~25件	1	0.8
26~30件	1	0.8
31件以上	1	0.8
合計	128	



その他の回答:

表面上は思えても、内面まではわからず。

この世帯は、夫婦とも病気、子供1人は障がい者。

よくわかりません。

いずれも要件に満たなかった。

ないと思います。

ほとんど思われない。

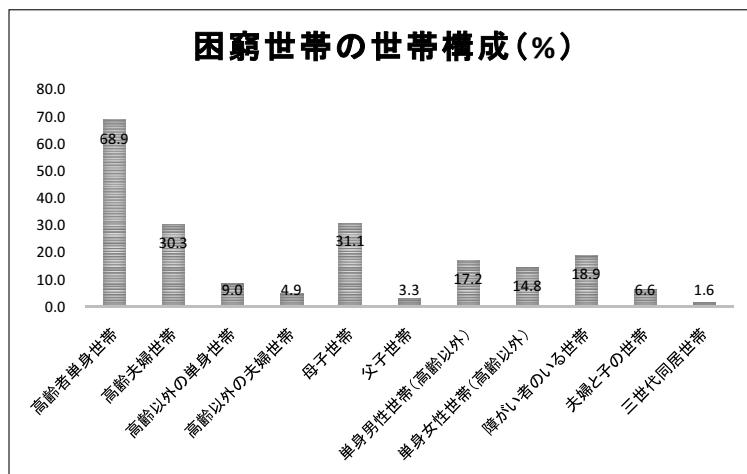
分かりません。

生活保護を現在受給されている世帯以外の方から相談を受けたことがないので住居などで判断しました。

不明。

6) 生活困窮者世帯の世帯構成(上位3つ)

n=122	数	率
高齢者単身世帯	84	68.9
高齢夫婦世帯	37	30.3
高齢以外の単身世帯	11	9.0
高齢以外の夫婦世帯	6	4.9
母子世帯	38	31.1
父子世帯	4	3.3
単身男性世帯(高齢以外)	21	17.2
単身女性世帯(高齢以外)	18	14.8
障がい者のいる世帯	23	18.9
夫婦と子の世帯	8	6.6
三世代同居世帯	2	1.6
その他	13	10.7

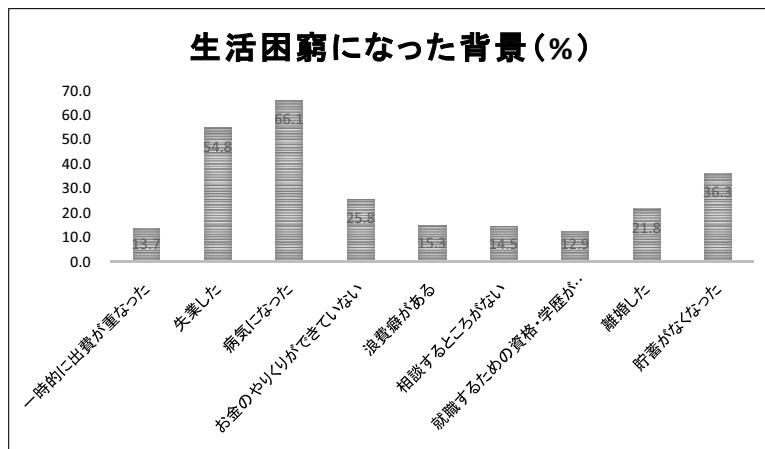


その他の回答:

多子世帯。
病弱で働けない。
祖父母が孫を育てている世帯。
高齢母子世帯。
ある程度接してみないとわかりません。見た目で判断するのは危険。
分かりません。
外国出身の母子世帯。
仕事を持たない方。
外国の母親の世帯。
病気を抱えてある単身世帯。
親(年金受給者)と子。
生活は結構派手で車などもあるが金払いは悪い。困窮なのかよく分からん。
不明。
高齢夫婦世帯であるが一方が無年金者。

7)生活困窮になった背景(複数回答)

n=124	数	率
一時的に出費が重なった	17	13.7
失業した	68	54.8
病気になった	82	66.1
お金のやりくりができないない	32	25.8
浪費癖がある	19	15.3
相談するところがない	18	14.5
就職するための資格・学歴がない	16	12.9
離婚した	27	21.8
貯蓄がなくなった	45	36.3
その他	23	18.5

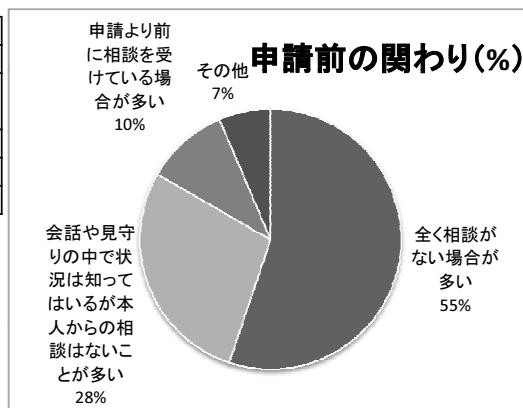


その他の回答:

認知が出てきてお金をどう使っているか分からぬでいる。
 高齢で仕事を辞めた。親が亡くなり収入が乏しくなった。
 年金がわずかである。
 孫を育てている祖父母の仲が悪くなり家庭内別居で生活費が割高になり、また、孫の親(祖父母の子ども)からの生活費が入らなくなり困窮。孫の親もうつ病となり生活費他を振り込まなければならなくなつた。
 年金。
 生きる為、ある程度の見通しが必要だと思います(貯蓄、仕事)。身分に合った生活、1馬力でなく2馬力で。
 年金の収入が少ない。
 年金が少ない。
 親の介護で仕事を辞めざるを得なくなった(1人息子なので)。遠方からの帰省になり職場を見つけるのに困っている。
 国民年金だけの生活。
 就業歴が短く、定職がない。
 子どもは学歴がなく、父親は就労する気がない。
 母は高齢者、子はアルコール依存。
 商売がうまくいかなくなつた。
 年金が少ない。
 家族で話し合う必要があると思う。
 高齢で働けない。
 退職後生活内容が変化した。
 引きこもり。
 夫、子供死去による出費。
 全部にあてはまって複合している様に思う。
 所得(年金)額が少ない。
 夫の失業と妻のうつ病で失業。
 子が(原因で)。
 高齢で年金額が少ない。
 三世代同居していても子が生活費を入れていないみたい。
 仕事をしていない。
 不明。
 路上生活経験者、親の介護等で仕事ができず年金が少ない。夫の失踪。

8) 生活保護、生活福祉資金 申請前の関わり

	数	率
全く相談がない場合が多い	86	55.1
会話や見守りの中で状況は知ってはいるが本人からの相談はないことが多い	44	28.2
申請より前に相談を受けている場合が多い	16	10.3
その他	10	6.4
合計	156	100.0

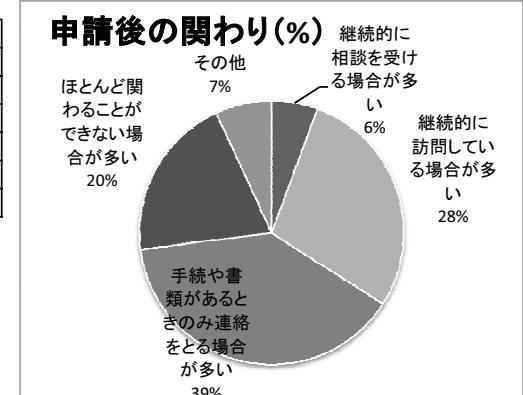


その他の回答:

他地域よりの転入者が一部、関係した事がある。
ケースワーカーの方から医療費無料・低額診療申請をしたいので意見書をお願いしますと言われ、説明を受け、はじめて困窮されていることを知った。
担当の民生委員を紹介し、つなげた。
相談及び話もない。
困窮の度合いがわからない為、ふみこんで話ができるない。
①②③の選択肢より、ゆるやかな場面が多い。
生活保護世帯がない。
私が委員になって、1回だけで、引っ越しして来られてすぐでした。
保護課からの意見書の依頼が殆どです。
財産持ちとその本人の生活状況との差等で見分けがつきにくく、困っておられるのかどうかの基準をどちらに持っていくかで判断が難しいと思いました。民生委員は本人の外観から判断すると思いますが色々考えさせられました。
相談はありません。
今のところ対象者なし。
病院経由で知った。
他地域より引っ越してきて相談の前に申請している。
経験がない。
未だ、申請書を書いていませんので回答できません。

9) 生活保護、生活福祉資金 申請後の関わり

	数	率
継続的に相談を受ける場合が多い	8	5.6
継続的に訪問している場合が多い	41	28.5
手続や書類があるときのみ連絡をとる場合が多い	56	38.9
ほとんど関わることができない場合が多い	29	20.1
その他	10	6.9
合計	144	100.0

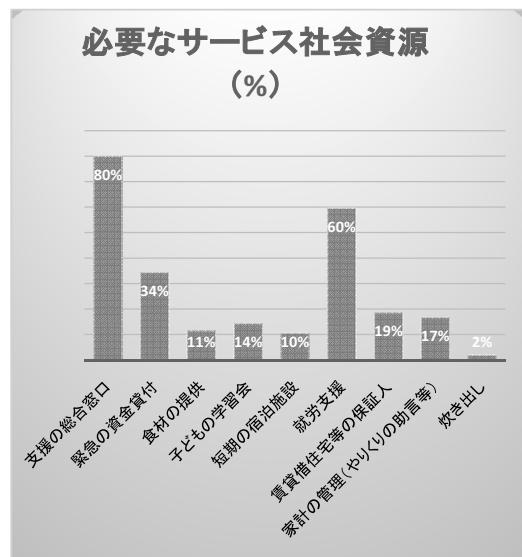


その他の回答:

意見書を書いた後でもなかなか内面まで入る事が難しい。
9ヶ月の経験なので未だ相談ありません。
具体的な例なし。
一般の人と同じ様にして見守る。
近くを通ったとき見守りをする。
生活保護世帯がない。
頻繁には行きませんが全くとは言いませんが会う事が少ないです。郵便物がたまっている時もあります。
65歳以上の方は定期的に訪問する。
相談はありません。
高齢単身であれば様子を見に行ってます。
今のところ対象者なし。
男性だとほとんど家に居ない人が多い。又、訪問に来るなど言う人もいる。
経験がない。
未だ、申請書を書いていませんので回答できません。

10) 大牟田市内に必要なサービスや資源(複数回答)

n=210	数	率
支援の総合窓口	168	80%
緊急の資金貸付	72	34%
食材の提供	24	11%
子どもの学習会	30	14%
短期の宿泊施設	22	10%
就労支援	125	60%
賃貸借住宅等の保証人	39	19%
家計の管理(やりくりの助言等)	35	17%
炊き出し	4	2%
その他	6	3%



その他の回答:

知識・経験の深い担当者。
貸付けてもすぐギャンブル等で使ってしまうようです。
全く枠にはまるケースもないでゆるやかな対応など。相談コーナー。
詳しくないのでわからない。
病気にかかる費用面。
相談員の数を多く。
無料での住宅提供(低所得者のための)。
ボランティアで行ってもいいです。

自由記述

生活は苦しいが生活保護受給には消極的なところがある。
保証人の依頼相談。
生活困窮者と生活保護受給該当者との区別が判りにくい。
担当区においては、一人暮らし、又は二人暮らしの方々、保護世帯、障がい者、就学児童宅以外は相談がない限り、年に数回の家族移動の有無の確認や諸お知らせや、チラシ等の配布以外、直接に生活上の相談にのれていないのが実情です。
みなさん、出来るだけ世話になりたくないと思っていらっしゃる方が多い。少ない年金と貯金で暮らしている人が多いが、辛抱されている。
こちらから困ってないですかと問うても、何とかやってますと言われる。一人世帯の高齢者が多いが収入金額までは聞きにくいので公報などで最低保障の金額を知らせてもらえばいい。
生活に困っていても自分がどのような支援をしてもらえるか分らないと思う。まずは、気軽に相談できる人や窓口が必要だと思う。窓口が出来たら、色々な方法でPRし、住民に周知して欲しい。又、多くの人は生活困窮者という言葉は聞き慣れていないと思う。市民にPRする時は、もっと解りやすい表現に変えた方が良いと思う。
4年近くになりますが担当地区では、相談を受けたことがないので分りません。
炊き出しボランティアの設立。
生活費の使い方について。
保護の見直し。保護者は医療、税金すべて出費がないが、少しの年金者は支払いを済ませたら保護世帯より少ない生活費になる。
何人かは高額商品等を購入されて日々の支払いに困られている人も何人か聞きます。
若い夫婦が離婚し、子ども(孫)の養育を祖父母にゆだねるケースが増えているように思う。年金のみでは育てられず働いている方が多いが、親からの仕送りが途絶え連絡もとれなくなつて困窮しておられる。父子家庭、母子家庭は公の支給があるが、祖父母のみで育てている家庭にも支援が欲しいと思います。
本当に生活に困っておられるのか判断基準が外からは、解かりにくいところがありますので、社協、まち協に相談しやすい窓口を作り、深く調査を行い必要な方には自立前提として支援を行ってもらいたい。
田舎の人は80歳、90歳になっても畠などされ頑張ってあるので健常者で受給されている方などに畠を貸し出されてはどうですか?(農業離れや高齢化で、荒地、空き地が多く見られるので農作物作ってもらっては…)
物質的支援でなく、考え方、自立できるアドバイスなど長い目で支援して行く必要が、大切である。
本当に生活困窮に対しても当然支援が必要ですが、えっ、あれで生活保護世帯という状態も見受けられる。ずっと何年も続けて受け続け、勤労意欲も失せ、自立しようということも考えず親子二代にわたり平然と保護を受け続けている実態を見るべきでは。負の連鎖を断つ支援をすべきではないでしょうか。
生活保護を受けられている方で逆に生活困窮者ではないのではないだろうか…と思う方も居ると思っています。困った方へきちんと支援が出来る事をお願い申し上げます。
今は自助努力を強調されているので、なかなか生活に困っても相談がしにくい状況があると思います。自殺や厳しい状況になる前に安心して相談ができるような人間関係が大切だと思います。地域でのきめ細かい相談ができるところがあればいいと思います。
フードサービス。
市住、県住に希望する人は保証人が必要なため、保証人がいない人はどうすればいいのかがわからない。
フードサービスの支援が必要だと思います。
支援が必要な方は既に保護申請を出されているが被保護世帯が多く、外見ではわからないと思います。相談があれれば別ですが。
こちらからお尋ねすることが難しい。
関わりはじめたばかりなので、まだよくわかりませんが、本当に支援の必要な方を見極めるのは難しいと思います。生活保護を受けることを拒む方もおられます。
実際に困窮なのか実態がわからないが、相談されたら、その話の内容の中で申請、意見書を記入する事しか出来ず、果たして、本当に支援しなければいけないのか疑問に思いつつ、現状を書かざるを得ない立場で矛盾を感じる場合が多いです。
かなり困っている人もいるがわずかな年金で最後自分のできる所までがんばりますのでその時はお願いしますと言われる方がいるので、たびたび訪問して様子を見ています。
数年前は民生委員に話し、相談があつて、意見書、助言等をしていましたが今は誰々さんを訪問して下さいと市へ願い出ています。近日、校区内に来られている場合等はアパート・家等探し、訪問し、書類が届くとすぐ下りるようです。訪問して身体もしっかりしてあり、生活に困ってあるのかと疑うような方、車も空き地に隠し、乗っておられる等と近隣者から聞きます。市も指導されているだろうか?
就労できれば少しでも収入を得られるように支援すること。子どもには負担をかけたくない→保護や学資支援。
生活保護の方達も制度に依存して就労意欲を失い、生きがいを見出すこともない状態になつてゐる方達が多い中で生活困窮者の支援も資金貸し付けや食事の提供等のものでなくて有償ボランティアの様な労働に対して援助出来る方法を考えて行くべきと思います。
在任期間が短くアンケートにお答えできる経験がありません。

9ヶ月の民生委員のため、まず一人暮らし高齢者を訪問しているので生活困窮者からの相談がなく4件とも市からの連絡でわかったもの。これからこの様な分野にも視界を広げていきたい。支援についてはもっと関わりを持たないと具体的にわからない。
行政の方から訪問してもらうのが一番良い。
民生委員・児童委員就任時は生活保護受給者が5世帯ありましたが全世帯が公民館を退館し、現在、生活保護受給者は0です。第三者から生活保護は受けなんと勧められている人がいましたが、その後、家族が立ち直り、普通の生活をしているようです。現在、公民館加入者は年間館費、赤い羽根募金等、出費が5千数百円有りますが滞納者はいません。
生活保護を受けている方の中にも仕事が出来そうな方がいます。積極的に就労支援をすれば、多くの困窮者を支援することが出来るのではないか(仕事をして賃金を得れば、その分保護費が軽減され、他の人を支援できるのではと思いました)。また、保護費を受けると就労する意欲が減少するのかとも思いました。
支援の必要がある方には力を貸してあげる事が大切だと思っています。
ないから判らないかな。
私の担当地域は、ほとんど生活保護を受給され、深刻な方はおられませんが、一部家族がつくった借金に困っている高齢女性はおられますか、地域定住の方は、保護管理されていると思われます。
ひきこもりの子(成人)のある夫婦が居住しているが、親もカウンセリングを受ける必要があると思われる。ひきこもりの子を親が連れて買い物にでも行くよう指導するが全く聞く耳が無い。
年金の方々は、多い人で10万円位2ヶ月で20万円 借用の人、病気で入院、計算してあるが足りない事です。
訪ねやすいのか「生活が苦しいので」「家に帰れないで交通費を…」「保護支給日までの借入相談」など、年に数件あります。どう対応してよいのか、困ることもあります。生活困窮者が気軽に相談できる市の窓口を開いていただき、困った時の解決への支援相談事業をしていただけたらと思っています。
本当に困っている方が支援を受けられるのはいいと思いますが、最低限の年金で細々と生活をされている方より支援を受けられている方が普通以上の生活をされているのを見受けたりすると矛盾を感じます。
担当地区によって違いますが特に困った方はいません。保護受給者は独居者2世帯ありますが今のところ穏やかに思います。回答に難しい所が多く感じました。すみません。
働かなければならぬ市民の数に値する仕事場の提供、確保があつたらしいなと思います。年金制度が徹底するようお願いしたい(せめて最低生活ができるような金額受給)。
民生委員2ヶ月で分りません。すみません。
困窮者には相談すべき、友人、親類もいなく、孤立されているケースが多いように思う。心を開いて話をしてやれる機会があれば対応策が見つかるかも。
フィリピンのお母さんと市役所、ハローワークと一緒に出かけて相談した時、通訳の方がいたら、と思いました。
医療費の軽減。働く親のために、子どもを見守る事が出来る場所の提供。住居費の手助け(補助)。
すでに生活保護をもらってるのでわかりません。
毎月1回は安否確認に行ってますが心配ごとを自然と普通に言ってもらえるように努力しています。
所得(年金)レベルに応じた医療費の設定(安心して病気治療を受けられる為)。低所得者の為の住宅提供、食材提供。年金が少額の人の介護がある場合の介護の利用の手助け。
相談はない。各自で相談に行かれたのか支援機関より電話があり、証明をした。その後、どうしたらよいのかわからない。
アンケート集計後の報告と今後、どのように取り組まれるのか経過報告してほしいです。
ご自身でも努力されて最後のセーフティネットならと思いますが何もしないで支援を受けられるのはどうなのかなと思います。
民生委員の資格年齢制限ギリギリの私たちより随分若く夫婦揃って元気そうなのに支給されている。よく調査をして就労支援をした方が良いのでは…。夫婦で働けば何とか生活できるのでは…。
日頃より民生委員・児童委員が自分自身の区域の目配り気配りも必要と思う。市の窓口も多くし、しっかりしたサービスや相談窓口を作ってほしい。国民年金のみで生計を立てておられる方も多いでしょうから。
生活保護の世帯をもう少し詳しく調べてほしいです。
生活保護認定業務との重複部分が多いことを考慮した支援窓口を是非にお願いしたい。
生活困窮者の捉え方、見方について説明を受けなければ民生委員としても活動がし難い。預貯金、財産もなく国民年金だけで将来施設入所が可能か強い不安も持っている方もおり、支援の程度を早く知りたい。
私の担当区域には生活困窮者はあまり見当たりません(新興住宅地が多いため)。生活保護の方は居りますが…。一つだけ言わせてもらいたいのですが、吉野の方面の方ですが、保護世帯の人が毎日自転車で、北磯のラッキー、草木のマルハン、甘木のラッキーと行ってるのに会います。注意をして戴き、その位元気なら少しでも労働が出来る状態にご指導をお願いします。

②分析から得られた考察

回答者の属性としては経験年数 6 年以上の回答者が 44.1% と経験年数は比較的長い。担当地区世帯数は 170～360 世帯という基準（中核市および人口 10 万人以上の都市）があるが 49 世帯未満から 400 世帯以上とばらつきがある。

生活困窮に関する相談を受けた経験では 77 人（32.4%）の民生委員等が「相談を受けた経験がある」と回答している。また相談を受けた件数については直近 1 年間で、1 人あたり最大 15 件から最小 0 件と差はあるが合計で 149 件の相談があっており生活保護受給世帯以外の生活困窮者が声を上げていることが窺える。

また生活困窮者世帯についても民生委員等の主観による回答をお願いした結果ではあるが合計で 453 件と回答されており、生活困窮者世帯が生活保護世帯以外にも潜在化していることが推測される。

生活困窮者世帯の世帯構成としては高齢者単身世帯 84 人（68.9%）、母子世帯 38 人（31.1%）、高齢者夫婦世帯 37 人（30.3%）の順に多い。

高齢者については労働力の喪失や雇用機会の減少、年金額の問題により、生活困窮から抜け出しにくいと推測される。また母子世帯においても子育て中につき雇用の選択肢の限定や子育て期の出費の多さが窺える。子育て期は親と子両方の貧困リスクが高い時期である。児童扶養手当という社会手当の有効性についても検証する必要があるのではないか。

その他の回答としては「多子世帯」「外国出身の母子世帯」などが見られ、同じ母子世帯においても外国出身の場合はさらなる雇用機会の限定があるのではないかと推測される。

相談を受けたもののうち、59 人（80.8%）が支援機関に相談したことがあり、相談した支援機関としては市役所（保護課等）40 人（69%）、地域包括支援センター 23 人（39.7%）、社会福祉協議会 9 人（15.5%）の順に多い。

民生委員等が対応した内容については、支援機関へつないだ 32 人（45.7%）、支援機関とともに相談者宅を訪問 21 人（30%）、支援機関へ同行 20 人（28.6%）の順に多いが、食べ物を持っていくなど自分で支援をした 13 人（18.6%）なども見られ、支援機関とともに本人を支援したり、自身で支援をするなど民生委員等の地域での努力によって支えている部分が見受けられる。

相談を受けた内容としては生活費がない（税・公共料金滞納等）46 人（61.3%）、病気がある 35 人（46.7%）、医療費が負担できず医療受診ができない 25 人（33.3%）、仕事が見つからない 18 人（24%）の順に多い。その他の回答においても「会社の倒産」「不況で家業の仕事をやめた」など雇用の問題、「急な入院で費用が払えない」「年金だけでは医療費負担が生活にひびく」など病気や医療費の問題が多く見られた。

生活困窮になった要因においても病気になった 82 人（66.1%）、失業した 68 人（54.8%）、貯蓄がなくなった 45 人（36.3%）の順に多く、病気や雇用の問題が大きく影響していると考えられる。またお金のやりくりができるていない32 人（25.8%）、浪費癖がある 19 人（15.3%）、相談するところがない18 人（14.5%）、就職するための資格・学歴がない16 人（12.9%）と

病気や雇用以外の問題が見られる。

その他の回答においても「認知症が出てきてお金をどう使っているかわからない」といった判断能力の問題、「年金が少ない」といった社会保障の問題、「子どもは学歴がなく、父親は就労する気がない」といった貧困の連鎖に関わる問題、「母は高齢者、子はアルコール依存」といった多くの課題を抱えた家族の問題などがあり、様々な問題が絡まり合っている。さらに「全部にあてはまっていて複合しているように思う」という回答も見られた。

生活保護や生活福祉資金申請前の関わりについては全く相談がない場合が多い 86 人 (55.1%)、会話や見守りの中で状況は知ってはいるが本人からの相談はないことが多い 44 人 (28.2%) の順に多く、生活困窮に陥る前に相談する人が少ないということが明らかになった。また生活保護や生活福祉資金申請前の関わりについても手続きや書類があるときのみ連絡をとる場合が多い 56 人 (38.9%)、継続的に訪問している場合が多い 41 人 (28.5%) の順に多く、申請をきっかけに関わるということが増えているが、ほとんど関わることができない場合が多い 29 人 (20.1%) という結果も見られるなど生活困窮者は相談をするつながりや術を持っていないのではないかと見られる。

大牟田市内で必要なサービスや資源についての質問では支援の総合窓口 168 人 (80%)、就労支援 125 人 (60%)、緊急の資金貸付 72 人 (34%) の順に多い。その他の回答では「知識・経験の深い担当者」や「相談員の数を多く」など支援人材に関するものが見られた。また「全く枠にはまるケースもないのでゆるやかな相談コーナーなど」と言った制度の狭間の支援も求められていると推察される。

自由記述においては「生活保護受給には消極的なところがある」といった自身での努力を希望されている事例が見られた。また「困窮者には相談すべき、友人、親類もいなく、孤立されているケースが多いように思う」といったつながりがないという問題、「フィリピンのお母さんと市役所、ハローワークと一緒に出かけて相談した時、通訳の方がいたら、と思いました」といった言語の問題、「ずっと何年も受け続け、勤労意欲も失せ、自立しよう」ということも考えず親子二代にわたり平然と保護を受け続けている実態を見るべきでは、負の連鎖を断つ支援をすべきではないでしょうか」と言った貧困の連鎖の問題が提示されている。

下線部にご注目いただきたい。この結果から、低所得という理由だけでなく

- a 会社の倒産や不況などによる雇用の問題
- b 病気になり就労できない、医療費が負担となっているなど病気という問題
- c 認知症でお金の使い方がわからないといった本人の判断能力の問題
- d お金の使い方といったやりくりの問題
- e 相談するところがない、相談することができないといったつながりの問題
- f 多くの問題を抱えた家族などの複合的な問題、制度にあてはまらず支援ができていないという制度の狭間の問題

- g 学歴や資格がなく就職ができない、親も就労していない子も生活保護受給をしているなどの貧困の連鎖の問題
 - h 外国人の方の就労や手続きなど言語の問題
 - i そのような問題に対して社会保障が機能しているのかという制度上の問題
 - j このような状況が見えにくいという問題の潜在化といった問題などが見られた。
- a については雇用保険の受給対象拡大や職業訓練の斡旋
 - b については医療扶助のみの適用や無料・低額診療事業の活用
 - c については成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用による金銭管理支援
 - d 収支の把握とやりくりの指導助言
 - e については自立相談支援による伴走型支援と地域組織とのつながりの構築の支援
 - f についてはコミュニティソーシャルワーカー等による制度の枠を超えた支援
 - g については学習支援を実施した上で、就労する年齢になった際は就労準備事業において面接やマナーを身につけ、中間的就労から一般就労へつなげていくといった支援
 - h については日本語や日本の文化を学ぶ場を設定し、必要に応じ通訳を派遣する支援
 - i については各社会保障の窓口での相談対応により受給者の生活状況について把握していく
 - j については自立相談支援事業の相談員とコミュニティソーシャルワーカーが常にアウトリーチし、また地域組織からの相談にも同行しながら生活困窮者の把握ができるように支援していく
- といったことが必要と推考される。

③必要とされる社会資源

問題	社会資源
a	雇用保険 職業訓練受講給付金 職業訓練
b	無料・低額診療事業 医療扶助 高額療養費
c	成年後見制度 日常生活自立支援事業
d	家計相談支援事業 ケースワーカーの指導助言
e	自立相談 民生委員 校区社会福祉協議会 ふれあいサロン
f	コミュニティソーシャルワーク事業
g	学習支援事業 就労準備支援事業 中間就労事業
h	日本文化を学ぶ場 通訳派遣
i	社会保障の窓口での相談
j	自立相談支援事業 コミュニティソーシャルワーク事業

II 支援者への調査

(1) 支援者へのインタビュー調査概要

① 調査目的

大牟田市内における生活困窮者の実態と必要と考えられる社会資源について福祉・労働関係の支援者へのインタビューを通して明らかにする。

② 調査方法

対象者の回答に応じ、追求質問や意味の確認が必要な場合を想定し、半構造化インタビュー※の技法を採用した。調査日は、2014年9月上旬、インタビューの時間はそれぞれ約90分～120分程度であった。調査項目は①貧困に気づく要因②貧困の実態、貧困をもたらす要因③つないだことのある社会資源④必要とされる社会資源などから構成される。

※半構造化インタビューとはあらかじめ設定した少数の質問項目の質問をした上で、追求質問をしていくという方法。

③ 調査対象

本調査では生活困窮者支援において特に重要なハローワーク、保育所、障害者相談支援事業所、地域包括支援センターの職員のうち、1名以上にインタビューを行った。

④ 倫理的配慮

本調査の結果は、研究以外の目的には使用しないこと、結果は個人が特定されないように配慮することを口頭で説明し了承を得た。インタビューでのICレコーダーの使用については予め説明し了承を得て録音した。

⑤ 分析方法

ICレコーダーの記録、録音の逐語記録を整理し、カテゴリに分類した。

具体的な分析の手続きは1.ポストイットを活用したカード作成、2.そのカードをグループ化、3.さらにグループ化を繰り返し、4.コアカテゴリ、5.サブカテゴリに整理した。

(2) 支援者へのインタビュー結果

① 調査結果

別紙に要約を示す。

② 分析結果

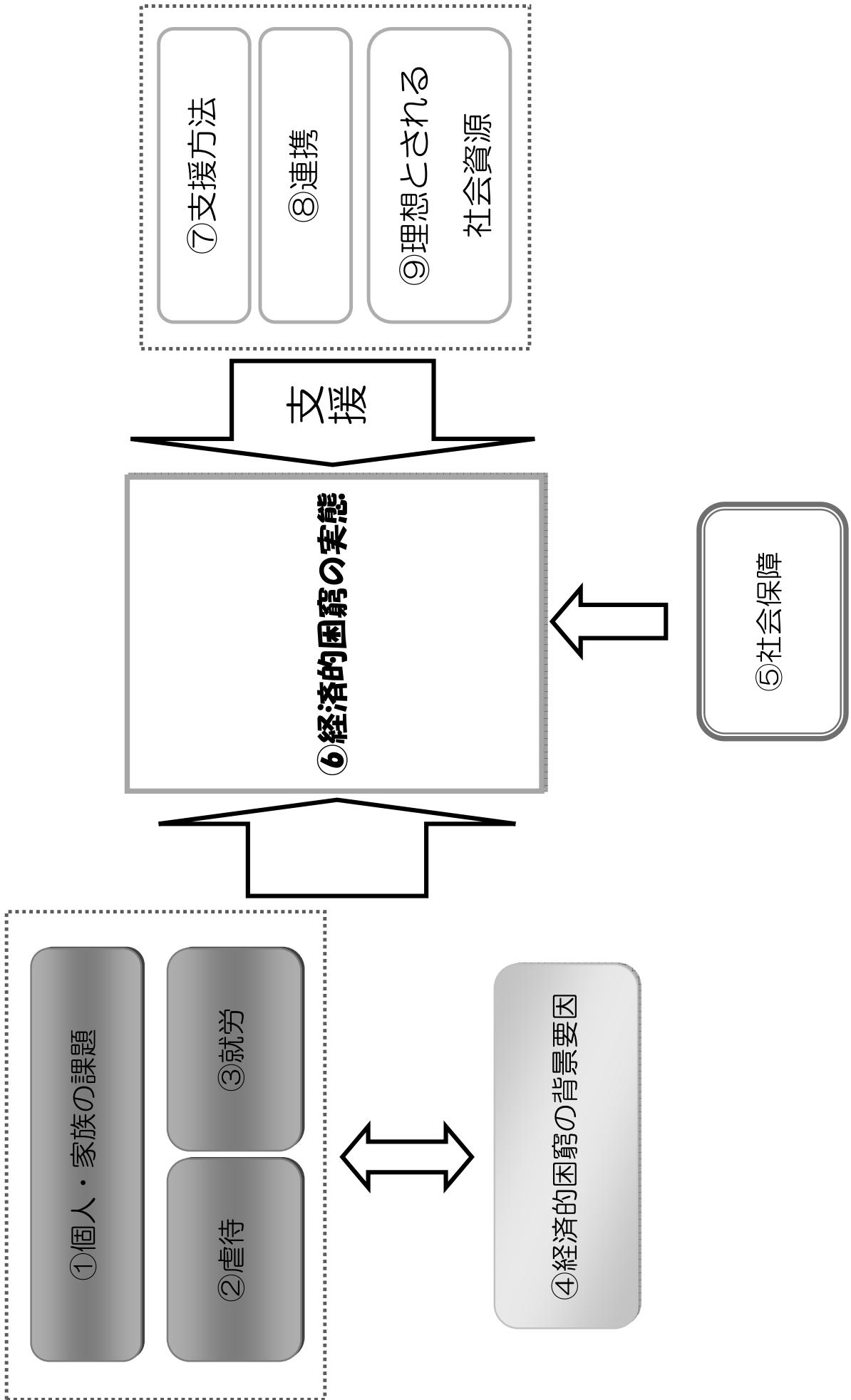
9つのコアカテゴリが明らかとなった。別紙に示す。

インタビュー時間：90 分程度

対象	ハローワーク	保育所	障害者相談支援事業所	地域包括支援センター
実施日時	平成 26 年 9 月 9 日	平成 26 年 9 月 2 日	平成 26 年 9 月 5 日	平成 26 年 9 月 8 日
業務内容	就職支援ナビゲーター ・職業相談をきっかけとした生活相談等	主任代行 ・クラスの補助業務、行事計画の立案と下準備	相談支援事業所における相談支援専門員 ・相談業務（利用者の利用計画作成、大牟田市からの委託相談支援）	社会福祉士 ・地域包括支援センターにおける総合相談および権利擁護業務等
相談経路 きっかけ 低所得に気付く時	・住居あるいは生活費関係でお困りの方には、職業相談や雇用保険受給のときに、制度を案内し希望する人が窓口にくる。 ・ハローワーク内の職業訓練、あるいは職業相談、雇用保険窓口からの紹介が多い。	・食事がしっかり摂れない状況にある子どもは朝から元気がないので気づく。 ・お風呂に入れていない、洗濯ができず、代えの服がないなどで気づく。	・知的障がい者のために頑張っていた親が亡くなったことで、年金や貯蓄が無くなる。更に面倒を見る人がいないケースが多い。 ・知的障がいはあるが親が頑張ることで福祉と何も繋がっていないケースが多い。50 歳になって手帳もなく年金もないところからスタートする。	・最初からお金がなくて困っている人もいるし、支援の中で生活に困っていたことが分かっていく。 ・虐待の対応から分かるケースがある。 ・お金の管理が出来ない、他の事で相談があつても結局は管理能力の問題がきっかけ。 ・病院やサービスに回すお金がないと言う話を家族から聞いて分かるときがある。
貧困内容	・住む家が無い、今日の食事代が無い、生活しているけど水道が止められている等が多い。 ・低学歴の方、あるいは無資格の人は高収入の求人に応募できず、軽作業の仕事にしか就けないケースが多い。 ・求人票上は不問が多いがやはり一流企業が出す求人は大卒以上、高卒以上が多くチャレンジしたくても出来ない。 ・書類を書いたりはできるが話していく能力的に落ちるかなと思う人もいる。やりとりをしていて、普通に使う言葉でも理解できていないというケースがある。 ・仕事が決まってもお金がなく、車の中で生活している人もいる。	・保護者との話の中で、仕事を辞めてお金がない、買い物が出来ないなどの内容が出る。 ・朝食を食べてきていらない小さい子は、給食が出された瞬間に、がっつく。食べてきている日はそうでもない。 ・落ち着きがない。子どもがイライラしているので、親に聞いてみると、生活が苦しくて、心にゆとりがなく、どうしても子どもに当たってしまうと話す。 ・滞納している保育料を支払いたくない、そのことについて言われたくない、後ろめたさもあって子どもを登園させないこともある。 ・バチンコやたばこ代を惜しまない、ご飯もコンビニ弁当を家族分買う。共稼ぎでも、そういう生活をしていると給料前に生活費はなくなり貯蓄が出来ないという人もいる。 ・支払いを「待ってて」と言える保育料や、無視しておいても大丈夫な学校的給食費などは、支払いが後回しになっているのではないかと思ったりする。 ・家の中が片付いていなかったりする。	・知的障がい者のケースで親が抱え込んで亡くなった場合は年金・貯蓄の管理ができず生活ができない場合が多い。 ・年金だったり貯蓄だったり収入がなくなつて保護や手帳をもらうケースが多い。 ・精神障がい者で仕事ができないと収入源が無い。保護にならざるを得ない。 ・障がいを持っていても一般就労していたことがある人もいる。 ・精神科病院を受診し、自立支援医療をとると保護の申請もしやすい。働くことは難しいが過去に年金を収めていたかが重要で、年金が受給できないケースもある。	・子の借金が原因で親である高齢者の自宅を差し押さえられそうになっている。 ・子が働きに出るようになったがそれでも収入が低く、まだ生きている、というお宅もある。 ・お金の管理は息子が行っているが、キツキツの生活の上、お金が上手くまわせないため、高齢の親は病院に行くお金もない、食べ物を買うお金もないという状態。 ・お金がなくても危機感がないから、結局息子は自分の欲求で動いている。借金を返すお金すらまわせていない状況。それがずっと繰り返されている。 ・子が精神に何かしらの疾患を持っている、疾患とまではいかないがグレーゾーンであつて、社会に適応できないような人たちが圧倒的に多い印象はある。 ・現実的な話をして逃げていく。 ・バチンコをする人が多い。ギャンブルをする人は生活がなかなか安定しない傾向にある。共通するのが親も子も、とともに家計の組立て方が下手。何とかやってこれたというのがよくある。ずっと貧しい生活をしていて、それでもなんとかやってきて、結局介護などが必要になってからの出会いになることが圧倒的に多い。 ・自分が今得ている収入を上回る支出をしている。元々の収入が低ければ低いほど、生活は厳しくなる。

貧困から抜け出せない要因 やその実態	・就職活動する際に自分がしたい仕事とできる仕事の判断ができていない。自己分析不足がある。 ・年齢が 56 歳でトラック運転手の就職を考えていたが、56 歳の男性が免許をとりましたでは、仕事はない、採用しない。 ・事務の仕事をしていた人でも専門的な仕事をしていたわけではないので事務の就職も難しい。 ・体力が非常に弱い。病気がちで体を使う仕事をしても長続きしない。	・児童手当などが入ると、家族みんなでゲームセンターに行き衝動的に使ってしまい、気付いた時にはもうないという状況がある。子どもから話を聞いて、そんなに使って大丈夫なのかと心配していると、案の定、諸費の支払が出来ておらず「もうちょっと待ってて」と言う親が出てくる。溜めていた分の支払いもしているのだろうけど…。	・知的障がい者は能力的に管理が難しいかは様々。重度のレベルだと厳しい。 ・生活習慣なのか生育歴なのかわかりにくい。 ・ギャンブルにのめり込む人もいる。ギャンブル好きの性格はどうにもならない。きちんと将来設計をしてそれに対し進めていくことが出来にくいく所もある。 ・精神障がい者はその場の考え方で使う人もいる。障がいが原因かはわからない。先を考えずらいことも多少は影響している。	・家賃の問題、滞納とかがどうしてもある。 ・極端に言えば虐待だが、介護力があまりなかったりとか、知能的な問題、障がいを抱えていたりとか、何かしら複合的な問題を抱えている。 ・高齢者を支援したとしても子どもが適当な判断をすると、こうしたらしいのにっていう支援がうまくいかなくなる。 ・自己破産して借金を重ねて、どうしようもなくなつてくる。 ・子が親に寄生している人も。実家に入り込み入り浸って家族の生活を無視して使い込んでいる人もいる。 ・息子たちが知的障がいという世帯もあるけど、親が心配するあまり学習をされていない障がい者の方もいる。
つないだ機関 連携している 機関	・住居の有る無しに関わらず生活費が底をついたという方は福祉事務所。 ・社会福祉協議会につないでいるのが就職後の生活費、緊急小口資金は結構案内している。あとは訓練受講時の教材費用を緊急小口で何件か。 ・繋げなかったのは自己破産でマンション保有、住宅ローンありの方。 ・雇い主も家が無いだろうということで車を貸してくれたりすることはある。	・お金を貸してもらえる機関があるのは分かっている。しかし、果たしてその家がお金を借りたときに、後から返すのかといったら、絶対返さないのも分かっているのでつなげない。 ・諸費の滞納については役所での管理の元、役所のほうから家庭に連絡してもらうこともあるし、園の方から言うこともある。 ・あざがつたり、明らかに虐待なのでは、と思った時は園から児童家庭課に連絡を入れることが多い。その前に、児童家庭相談室に相談することもある。	・障害者就業・生活支援センターに紹介したり一緒に支援したりとか。B 型就労がいいという人には障害者就業・生活支援センターに繋がり対応する。 ・仕事といつても生活の相談もある。両方支援するのが障害者就業・生活支援センターなので。生活が安定しなくては就労も出来ない。もともと生活面を中心に行なう相談に乗っている。連携しながらの支援はよくある。 ・サービスに繋ぐことが多い。 ・自己破産する時は法テラスで対応してもらう。 ・年金や生活保護に繋いだりする。	・不動産屋とかに繋いだ。競売にかけられそうな自宅を売れるように相談したりしている。 ・弁護士さんに話を聞いたり、借金の取り立て屋に交渉したりしている。 ・役所の長寿は支援するといっている。
必要とされる 資源	・先月、母子家庭の母親が県外から転入してきた事例。全く知り合いがいない状態。児童扶養手当の申請に必要な書類を提出できず、受給することができなかった。相談を促しつつ、母子寡婦福祉資金を案内した。彼女は親身になって一緒に考えて欲しかったのではないかと思う。生活を変えるため、一緒になって今後の生活の改善を考えていくことが必要。 ・就職したあと生活費だけでなく、しばらくの間の居場所が必要。	・生活をするうえで、お金の使い道の指導ができる方が入ってくれると、もう少しうまく生活できるのでは。 ・一旦きちんと片づけてあげて、気持ちよく生活できる空間を作つてあげる。 ・子どもが安心して暮らせる環境がない場合、究極は児童相談所だと思うが、母親が生活苦によって行き詰まつてしまつたり、その上子育てでイライラしているときに子どもを見てあげたりする場。子育てサークルがあるが、仕事をしていると、仕事もして家事もして子育てもして、その上生活が苦しくてとなると、余裕がなくなる。 ・昼間だけでもいいから、リフレッシュする場。託児とかにお金を出せば、時間を作れるが、お金を出してまで…と思ってなかなか利用しない方もいる。 ・ファミサボを勧めるがなかなか利用しない。いくら預けるところがやさしい家でも他人のお宅となると、親としては抵抗がある。保育所とは別の施設に預けることが出来て、そこで子どもを見つめると預けやすいのでは。	・今の感触としては、グループホームが足りていない。施設に入りたくはないがグループホームはいい。 ・生活保護になつてない人の対策。空き家を安く貸せるシステムがあればいい。公的住宅に優先的に住めればいい。 ・保護ギリギリの人の問題、バイクや車を手放さない。保護基準以下でギリギリの生活でも現実的にそれが無いと足が無いからという理由の人もいる。車が無いと移動手段が無いので必死に保護にならないように生活している人もいる。 ・働くための紹介職業訓練がければ。力仕事ができない人の中間就労があればいい。障がい者だが病気で働けない人たち、優先的にパソコンで内職を作つことパソコン就労が出来るようになりたい。仕事があれば身体が弱くてもパソコンがあれば。 ・障がいがあっても出来る人はいる。作業所まで行くことが難しくて就労出来ない人もいる。そういう人たちに家の中で出来る仕事があれば。	・生活保護になると医療費や給付が出てるので、そこだけでもなんとかならないかなと思ったりする。困窮時には医療費を負けてくれないかなと。健康状態にはかえられないで。ちょっと入院させてくれればいいのにとか。 ・食事を誰かが与えてくれたりするその場のボランティアさんがいてくれたらいいと思う。 ・家族の自立支援はあった方が良いと思う。ここは高齢者分野に対応しているので、本人が安定した生活を送るのであれば、それで良いのですが、片方でそこに同居している子どものこともある程度道筋立てたりとか、制度や窓口に繋いだりとかする事もあるけれども。 ・たとえば借金問題だったら、弁護士と包括と長寿とかが連携して支援する。借金、精神、認知症、虐待など複合したそのケースの中でケアマネさんがいて、包括も携わってという輪の中に入つてくるような窓口があると良い。そこに情報提供のアドバイザーがいてくれることが望ましい。その中にさらに同行訪問してくれる人がいたら、なお良い。

■生活困窮者支援インタビュー分析（9 コアカテゴリー）



■生活困窮者関連調査の分析結果

コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
①家族・個人の抱える課題	家族	<ul style="list-style-type: none"> ・親が亡くなると知的障がいを持った家族が残ってしまう。 ・<u>息子が本人名義の借金をつくって来る。</u> ・家族で介護できない。 ・経済的虐待を受けていても子がかわいいという本人の気持ちがある。 ・お金がなくても<u>危機感がない。</u> ・親が障がいがあることを心配するため、その子が学習されていない。
	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・お金がなくても自分の欲求で動いてしまう。 ・<u>金銭管理能力の問題</u>がある。 ・なんとかなるさという甘い考えがある。 ・本人の性格の問題がある。 ・障がいを認めない人もいる。 ・うつなどの病気がある。 ・自分のことを貧しいと思っていない。 ・障がいを持っていることに気づいていない。 ・障がいを持っているのかわからない。
コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
②虐待	虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> ・息子が本人のお金を使う。 ・<u>息子の連帯保証人</u>にされる。
	虐待への気づき	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに落ち着きがないと虐待を疑う。 ・本人が正しい判断ができないところにつけ込まれる。 ・DV、虐待のことを相談してくれる親もいる。
コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
③就労	子育て中の就労	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事探すにしても子育てがあると仕事を探しにくい。 ・仕事をしないと保育所に預けられないので辞めていても隠す。
	障がい者就労	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいがあっても一般就労したいという人はいる。 ・工賃と年金を合わせればちょうどいい収入になる。
	家族の就労状況	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族が就労していない。
	就職活動における困難	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無資格や低学歴</u>の人は高収入の仕事に就きにくい。 ・<u>やりたい仕事とできる仕事は違う。</u> ・<u>生活ができないと就職活動はできない</u>と判断する。

コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
④経済的困窮 の背景要因	就労	<ul style="list-style-type: none"> 仕事をやめてお金がない。
	介護サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> 障がいサービスの限度額を出た部分の費用を払って使う人はいない。 <u>生活保護より少し高い収入の人の、介護保険サービスの1割負担はきつい。</u>
	お金の使い方	<ul style="list-style-type: none"> <u>ギャンブル依存している。</u> お金が入ってきててもその場でお金を使ってしまう。 お弁当を買って食べるなどの生活をしていて、給料日前にお金がなくなるなど家計の組み方が下手である。
	低収入	<ul style="list-style-type: none"> 預金までできる余裕がある人は少ない。 借金を返せるお金がない。 精神障がい者は収入的に厳しい。
コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
⑤社会保障	生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護が楽という考え方があるのではないか。 精神障がい者は保護に結び付きやすい。 生活保護の支給日までもうお金がなくて就職活動がストップすることがある。 就職しても長続きせず、生活保護受給になる場合がある。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 離婚すれば児童扶養手当がもらえるなどの手立てがある。
コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
⑥経済的困窮 の実態	食事	<ul style="list-style-type: none"> 支援者はごはんを買ってあげることができない。 朝食を食べてきていらない子は給食のときにはつづくのでわかる。
	住居	<ul style="list-style-type: none"> 借金により、家を競売にかけられると住む家がなくなる。 住む家がなくて車の中で寝ていた人もいる。
	就労	<ul style="list-style-type: none"> <u>履歴書を買うお金がないため、就職活動ができない。</u>
	医療	<ul style="list-style-type: none"> お金がなくて病院にかかれないと
コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
⑦支援方法	他者の関わり	<ul style="list-style-type: none"> 相談に行った窓口で親身になって支援できる人が必要ではないか。 第三者が見て客観的に本人の能力を判断する必要がある。 支援者として本人の味方であることを示すことが必要。 現実と向き合うよう本人に気付かせることが必要。
	支援の視点	<ul style="list-style-type: none"> 支援しすぎない。 高齢者だけでなく、家族の自立支援が必要。 ケアマネ1人だけでなく、チームで支援していくことが必要。 自宅より施設に保護した方が幸せな場合がある。

コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
⑧連携	職場内連携	<ul style="list-style-type: none"> 心配な子は職場全体で話し合うようにしている。
	職場外連携	<ul style="list-style-type: none"> 家庭状況が劣悪であったりする場合は児童相談所や児童家庭課につなぐようにしている。 心配なケースは役所と協力してカンファレンスをするようにしている。 生活費が底をついたら福祉事務所へつなぐ。 社協につないだのは緊急小口資金がある。 ファミリーサポートセンターを勧めたけどあまり利用されない。
	外部への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 本人が支払えない場合、借金の取り立てと交渉したりしている。 借金で競売にかけられそうになり、弁護士と不動産業者に相談した。
コアカテゴリ	サブカテゴリ	記述の内容例
⑨理想とされる社会資源	医療	<ul style="list-style-type: none"> 資産調査などなく、気軽に利用できる医療費の支援があると助かる。
	就労	<ul style="list-style-type: none"> 病弱な人でも、通えなくても、自宅内でパソコンでできる内職があれば働ける人もいる。 働くための職業訓練などの支援があればいい。
	食事	<ul style="list-style-type: none"> すぐに食事を与えてくれるボランティアがいればいい。 配食サービスがあればいい。
	住居	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護水準の人が空き家を安く借りるということで家賃が安くなり、生活保護受給にならなくてすむ。 障がい者なら優先的に公営住宅に入れる仕組みがあればいい。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 働いている親のリフレッシュの機会。保育所とは別で子どもを見てもらえるところ。 <u>お金の使い道を教えるところ。</u> 様々な情報提供をするところ。

③分析から得られた考察

分析結果の下線部にご注目いただきたい。低所得という理由だけでなく、本人の認識の問題や、本人の家族が抱える問題が本人の貧困状態に大きく影響していること、金銭の使い方がわかっていない場合や社会保障がカバーできない部分があることなどが示された。

個別に問題を見ていくと

- a.低所得で借金に追われても危機感がない、自分の能力と現実に就く可能性がある仕事がわかっていないなどの本人や家族の認識があるもの
 - b.家族の保証人になったり、家族からの虐待など家族の影響によるもの
 - c.本人の体調や生活習慣により就職活動ができない状態にあり貧困から抜け出せないもの、
 - d.交通費が払えない、履歴書が買えないなど、お金がなく、就職活動ができないため貧困から抜け出せないというもの
 - e.介護状態にあり、サービス利用にお金がかかるもの
 - f.ギャンブル依存など依存症により出費が多くなっているもの
 - g.すぐにお金を使ってしまうなどやりくりができていないもの
- など様々な貧困の要因が見られた。

aについては相談の中での現実視の支援

bについては虐待対応や成年後見制度などの財産を守る支援

cについては低額で医療を受けられたり、少しずつ生活習慣を整えていく支援

d,e,gについては収支の把握とやりくりの指導助言

fについては依存症への治療的介入

などが必要であると推考される。

④必要とされる社会資源

問題	社会資源
a	自立相談支援事業 ハローワーク 福祉事務所
b	成年後見制度 日常生活自立支援事業 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所
c	無料・低額診療事業 就労準備支援事業 高額療養費 自立支援医療
d.e.g	家計相談支援事業 高額介護サービス費
f	精神科病院

III 必要とされる社会資源及び支援方法

(1)総合考察

本研究においては民生委員・児童委員及び主任児童委員への調査、支援者への調査、相談事例の分析を通して、大牟田市内における生活困窮者の実態の把握と必要とされる社会資源について検討してきた。

民生委員・児童委員への調査からは低所得という理由だけでなく、雇用の問題や、医療の問題、判断能力の問題、お金のやりくりの問題、相談するところがない、地域からの孤立の問題、複合的な問題を抱えているという問題、制度の狭間の問題、貧困の連鎖の問題、外国人の言語の問題が浮かびあがり、またそのような状況が潜在化しやすい中で社会保障でも支えきれない部分を民生委員・児童委員及び主任児童委員等が努力によって支えていく部分があるということが示された。

次に、支援者への調査からは生活困窮者や家族の危機感のなさや、自分の能力と現実との差が分かっていないなどの認識の問題、虐待やDVなど家族からの影響によるもの、体調や生活習慣によるもの、就職活動にかかる費用負担ができないなど所得の低さが貧困から抜け出す機会を奪われているというもの、介護サービス利用にお金がかかるもの、依存症により出費が多くなっているもの、お金のやりくりができるないものなど様々な貧困の要因が見られた。

以上の分析から、潜在化しやすく社会的なつながりが希薄な生活困窮者は、様々な問題を抱えており、複合的な問題も加わって、さらに貧困に陥る、また貧困から抜け出せない状況に置かれているのではないかということが推測される。

したがって、これらの問題に個別的、さらに包括的に関わっていく必要がある。具体的なアプローチの方法を(2)に示す。

(2)アプローチ方法の検討

①広報周知及びアウトリーチ

把握のプロセスとして相談窓口としての生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の窓口を広報する必要があり、また当事者が声を上げることが困難な場合が考えられるため、支援者への広報を中心に実施していく。

(広報先としては地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、校区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、障がい者を支援する事業所等が考えられる。(3)において連携が必要とされる機関として多数例示している。)

②ていねいなアセスメント

相談者に対して受容し、自尊心を上げるよう働きかける。相談者にとっては思い出したくないことを思い出してしまった場面にもなるため、面接の中で手当てをしながらアセスメントを行う。ゆっくり傾聴し、時間をかけて関わっていくことが必要である。また生活困窮の要因が複数複合的に絡みあっている場合も多く、また困窮状態が長く続いている場合もあるため、長期間の多角的な視点のアセスメントが必要である。その上で多機関多職種の連携や各生活困窮者自立支援制度事業が効果的に展開される必要がある。

③伴走型支援～寄り添う視点～

相談者は現在までもさまざまな挑戦をし、うまくいかなかった経験などを持っている。また勇気を持って、相談に行った窓口で冷たい対応をされたなどの体験をしていることもある。本調査のインタビューにおいても「親身になって一緒に考えて欲しかったのではないかと思う。生活を変えるため、一緒になって今後の生活の改善を考えていく事が必要」という回答が見られた。

そのため、支援中・支援後も含めて時間をかけて話を聴き、相談者の思いや考え、今までの経験を理解し、認めながら、相談者といっしょに課題解決に向けて伴走していくことが求められる。他の支援機関への同行訪問も求められる。時間はかかるが信頼関係の構築と相談者の人権を大切にする視点が不可欠である。

④制度の狭間の問題への対応

相談の内容によっては既存の制度や社会資源では対応できないニーズも多数出てくると考えられる。例としては「光熱水費の滞納があり、早急に支払わなければ止められてしまう」「今日食べるものもない」「ゴミ屋敷になって困っている」などもすでに見られる。このようなニーズを見る化し、支援できる社会資源の開発も求められる。

以上のような支援を具現化するためのスキームを図に示す。

新たな生活困窮者自立支援制度(大牟田版スキーム提案)

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

訪問支援(アウトリーチ)も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能

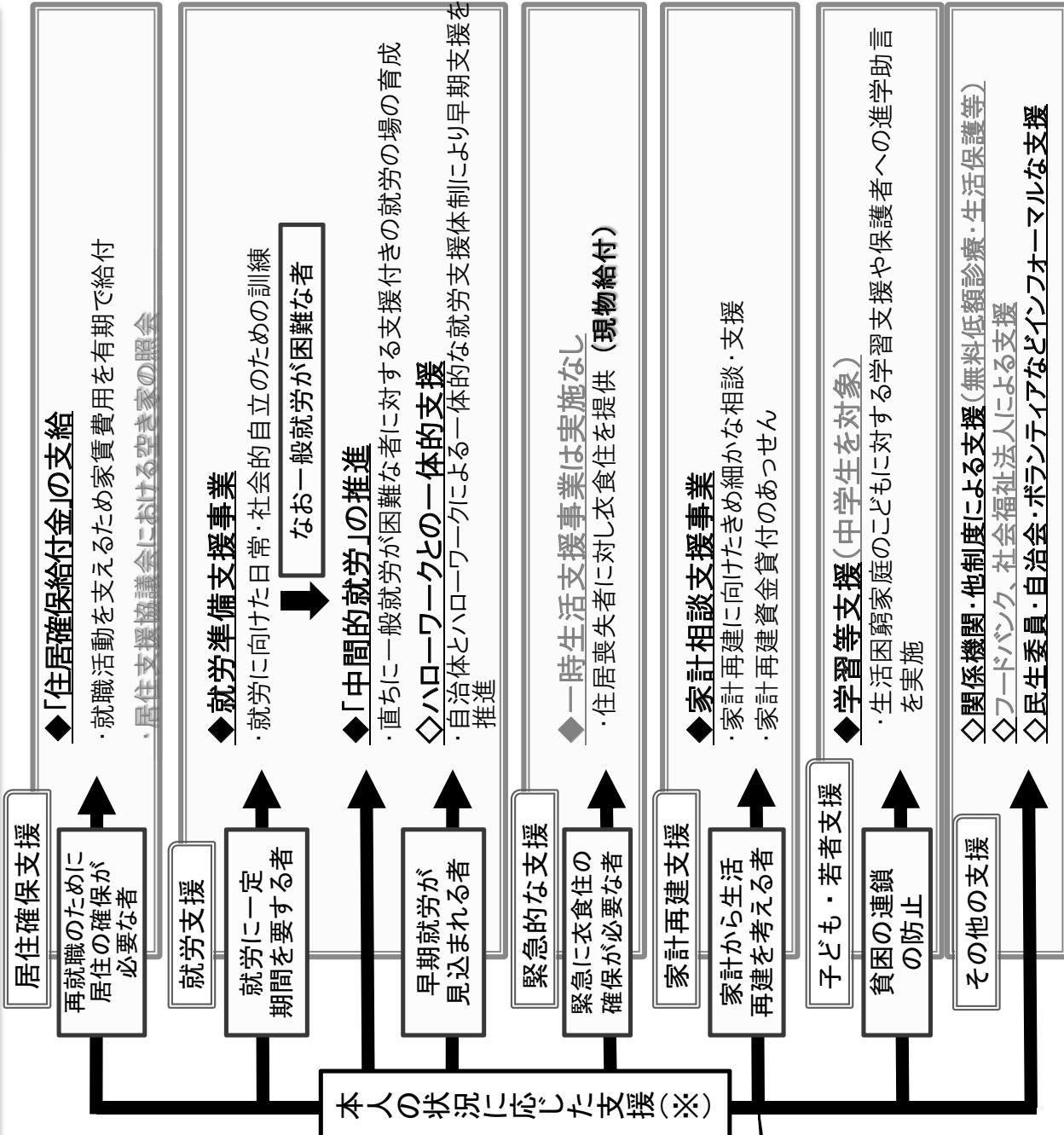
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成(伴走型支援を意識)

- ・地域ネットワークの強化など地域づくりも担う
(地域へのアウトリーチ強化)

基本は現金給付ではなく自立に向けた
人的支援を、有期により提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心
に記載しているが、これ以外に様々な支援
(◇)があることに留意

厚生労働省社会・援護局作成資料を一部改変



(3)社会資源の提案

①必要とされる事業

自立相談支援

- ・相談員を配置。相談者の認識や抱える問題のアセスメントを行い、支援策を検討し、計画化、相談者への動機づけを行う必要がある。
- ・常にアウトリーチし、潜在化しやすい生活困窮者の把握に努める。
- ・相談者の社会的孤立に目を向け伴走型支援を行う。

家計相談支援

- ・家計相談支援員を配置。相談者の家計状況を把握。収支の把握を相談者とともに検討しながら適正化を図る。相談者本人が収支の把握により支出を制限できるよう支援していく。
- ・また家計相談の中で明らかとなった多重債務の整理の支援も行っていく。

フードバンク

- ・生活協同組合やその他社会福祉法人、近隣の社会福祉協議会等と連携し、保存食などを備蓄しておく。
- ・生活保護申請中や他の支援策の受給までのつなぎとして食糧供給を行う。

就労準備支援

- ・生活習慣の改善とコミュニケーション能力の向上を図るために、さまざまな研修を午前中から実施、他者との関わりを持つ。
- ・就職につながるような就労体験や履歴書の書き方、就職面接の指導のための講習を実施する。

学習支援

- ・早期からの学習習慣の習得のため、定期的に学習会を行う。
- ・親以外の大人を見せることにより、就労への意欲を喚起するよう心がける。
- ・学習と同時に将来設計や資格取得などのキャリアパスの相談も行う。

コミュニティソーシャルワーク

- ・コミュニティソーシャルワーカーを配置。地域組織からの相談に対し、随時訪問を行う。
- ・制度にあてはまらない事例や多問題家族の事例に対し、継続的な関わりを持って支援していく。

②連携が必要な機関

機関名	内容
ハローワーク	・失業者の把握や就労支援
市役所（保護課）	・生活保護相談に来た人の把握や生活保護から自立した人の支援
市役所（福祉課）	・障がい者の生活困窮状況把握及び支援
市役所（納税課）	・税滞納者の生活困窮状況把握及び支援等
市役所（企業局）	・上下水道料滞納者の生活困窮状況把握及び支援等
市役所（児童家庭課）	・虐待や不登校などからわかる生活困窮状況把握及び支援等 ・母子寡婦福祉資金の貸付相談に来た人の把握及び支援等
市役所 (人権・同和・男女共同参画課)	・DVによる生活困窮状況の把握及び支援等
市役所（長寿社会推進課）	・高齢者の生活困窮状況把握及び支援等
無料・低額診療事業実施医療機関	・医療費負担による生活困窮状況の把握及び支援等
地域包括支援センター	・高齢者の相談からわかる生活困窮状況の把握及び支援等
障害者相談支援事業所	・障がい者の相談からわかる生活困窮状況の把握及び支援等
保育所	・子どもの様子からわかる生活困窮状況の把握及び支援等
スクールソーシャルワーカー	・子どもの様子からわかる生活困窮状況の把握及び支援等

その他、不動産業者や介護サービス事業所など、そのケースの必要性に応じて連携していく必要があると考えられる。

IV 資料編

(1)アンケート調査票

生活困窮者自立支援法施行に伴う実態把握のためのアンケート

委員種別	民生委員・児童委員	主任児童委員	(どちらかに○をつけてください)
担当校区	() 校区	担当地区の世帯数	() 世帯
民生委員経験年数	() 年 () カ月	※平成 26 年度 8 月末現在	

生活困窮者がどういう人を指すのかは法律でもはっきりと明記されていませんが、回答いただく民生委員・児童委員さんが「経済的に生活に困っていると思われる方」(生活保護受給中の方を除く)を想定してご記入ください。

※お答えできない設問については回答されなくて結構です

1. 生活困窮者から相談を受けたことがありますか。あてはまるものに○をつけ、「はい」と回答された方は平成 25 年度（平成 25 年 4 月～26 年 3 月）1 年間で何人からありましたか。なお、生活保護受給中の方は除きますが、受給前の相談は含めてご回答ください。

平成 25 年 5 月以降就任の方は就任してから現在までの件数をお答えください。

①はい () 人 ②いいえ (設問 5 へ)

2. 生活困窮者の相談を受け、支援機関に相談されたことがありますか。

①はい ②いいえ



「①はい」と答えた方は相談された機関名すべてに○をつけてください。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ①市役所（保護課等） | ②地域包括支援センター |
| ③社会福祉協議会 | ④ハローワーク |
| ⑤障害者相談支援事業所（あじさい・潮・ハーツ・サンローレル） | ⑥医療機関 |
| ⑦その他（ ） | |

3. 生活困窮者から相談を受け、どのように対応されましたか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ①支援機関へつないだ。
- ②支援機関へ同行して相談した。
- ③支援機関等に連絡し、支援機関の職員等と同行で生活困窮者宅を訪問した。
- ④自分で食べ物を持っていくなどの支援をした。
- ⑤相談者の身内へ協力の依頼をした。
- ⑥地域の関係者へ協力の依頼をした。
- ⑦その他（ ）

4. 生活困窮者から受けた相談にはどのようなものがありますか。該当するものすべてに○をつけてください。

- ①生活費がない（税・公共料金等滞納） ②病気がある ③精神的な不安が強い
④近所の人と関係が悪い ⑤仕事が見つからない
⑥医療費が負担できず病院受診ができない
⑦介護する必要がある、または介護が必要な状態である
⑧借金がある ⑨家族関係が悪い ⑩不登校の子がいる
⑪ひきこもりを抱えている ⑫障害がある ⑬金銭管理ができない
⑭ギャンブル依存がある ⑮アルコール依存がある ⑯DVがある
⑰虐待がある
⑱その他（ ）

5. 担当地区の中に生活困窮者世帯はどのくらいあると思いますか。民生委員・児童委員さんが生活に困っていると思われる世帯数（生活保護受給中の方を除く）をお答えください。

（ ）世帯

6. 質問5の担当地区において生活困窮者世帯にはどのような世帯が多いと思われますか。多いと思うもの3つに○をつけてください。

- ①高齢単身世帯 ②高齢夫婦世帯 ③高齢以外の単身世帯 ④高齢以外の夫婦世帯
⑤母子世帯 ⑥父子世帯 ⑦単身男性世帯（高齢以外）
⑧単身女性世帯（高齢以外） ⑨障害者のいる世帯 ⑩夫婦と子の世帯
⑪三世代同居世帯 ⑫その他（ ）

7. 質問5の生活困窮になった背景にはどのような問題があると思いますか。思いつくものすべてに○をつけてください。

- ①一時的に出費が重なった ②失業した
③病気になった ④お金のやりくりができない
⑤浪費癖がある ⑥相談するところがない
⑦就職するための資格・学歴がない ⑧離婚した
⑨貯蓄がなくなった
⑩その他（ ）

8. 生活困窮者が生活保護申請や生活福祉資金申請をする際に民生委員として意見書を書く以前には生活困窮者とどのような関わりがありましたか。 もっとも近いものに○をつけてください。

- ①全く相談がない場合が多い
- ②会話や見守りの中で状況は知ってはいるが、本人からの相談はないことが多い
- ③申請より前に相談を受けている場合が多い
- ④その他 ()

9. 生活困窮者が生活保護申請や生活福祉資金申請の際に民生委員として意見書を書いた後は、生活困窮者とどのような関係にある場合が多いですか。 もっとも近いものに○をつけてください。

- ①継続的に相談を受ける場合が多い
- ②継続的に訪問している場合が多い
- ③手続や書類があるときのみ連絡をとる場合が多い
- ④ほとんど関わることができない場合が多い
- ⑤その他 ()

10. 大牟田市内に生活困窮者に対する支援としてどのようなサービスや資源があるといいと思いますか。
必要と思われるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|------------|------------------|
| ①支援の総合窓口 | ②緊急の資金貸付 |
| ③食材の提供 | ④子どもの学習会 |
| ⑤短期の宿泊施設 | ⑥就労支援 |
| ⑦賃貸住宅等の保証人 | ⑧家計の管理（やりくりの助言等） |
| ⑨炊き出し | ⑩その他 () |

生活困窮者支援についてのご意見等があればご記入ください

ご協力ありがとうございました。

(2)インタビューガイド

関連調査インタビューガイド

柱	内容
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ・経験年数 ・資格 ・業務内容
貧困に気づく要因	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の中で気づく要因 ・相談経路
貧困の実態、貧困の影響、所得以外の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得による生活への影響や実態 ・所得以外の課題 ・低所得から抜け出せない要因
貧困を発見した際の連携機関およびその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・つないだことのある機関 ・つないだ内容 ・どこにもつなげなかつた相談や対応困難な相談
必要とされる社会資源	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の相談からこのような資源があつたらと思うもの ・他市の例で必要とされる社会資源
生活困窮者自立支援法についての見解	<ul style="list-style-type: none"> ・活用したい事例 ・取り組みの強化

謝辞

本調査にご協力いただきました大牟田市民生委員・児童委員協議会の皆様、ハローワーク、地域包括支援センター、保育所、障害者相談支援事業所の皆さんに感謝申し上げます。

事務局

氏名	役職	調査・分析・執筆分担
池尻清美	総合生活支援担当主査	<ul style="list-style-type: none">・民生委員アンケート調査データ入力・支援者調査実施・報告書監修
前田佳宏	総合生活支援担当	<ul style="list-style-type: none">・報告書執筆・民生委員プレインタビュー実施・民生委員アンケート調査票作成/依頼/分析・支援者調査実施/分析

発行：平成 26 年 12 月

『生活困窮者自立支援制度に係るアンケート調査等業務報告書 一大牟田市内における生活困窮者の実態及び必要とされる社会資源一』

社会福祉法人 大牟田市社会福祉協議会

〒836-0815 福岡県大牟田市瓦町 9-3 (総合福祉センター)

TEL 0944(57)2531 FAX 0944(57)2560

※本事業は大牟田市役所保健福祉部保護課の委託を受けて実施したものです。